

高知県教育委員会 会議録

令和4年7月定例委員会

場所：教育委員室

(1) 開会及び閉会に関する事項

開会 令和4年7月19日(火) 13:30

閉会 令和4年7月19日(火) 15:16

(2) 教育委員会出席者及び欠席者の氏名

出席者	教育長	長岡 幹泰
	教育委員	平田 健一
	教育委員	永野 隆史
	教育委員	森下 安子
	教育委員	町田 美紀
	教育委員	弥勒 美彦

(3) 高知県教育委員会会議規則第8条、第9条の規定によって出席した者の氏名

高知県教育委員会事務局	教育次長(総括)	合田 和穂
〃	教育次長	竹崎 実
〃	教育次長	黒瀬 渡
〃	教育政策課長	鈴木 智哉
〃	教職員・福利課長	中平 貢正 (付議第3号から第5号のみ)
〃	高等学校課長	並村 一 (付議第3号から第6号を除く)
〃	特別支援教育課長	濱田 邦彦 (付議第3号のみ)
〃	生涯学習課課長補佐	森 優子 (付議第8号のみ)
〃	人権教育・児童生徒課長	飯田 泰明 (付議第5号及び第6号のみ)
〃	教育政策課課長補佐	三谷 玲子
〃	教育政策課教育企画担当チーフ	大前 拓也 (会議録作成)
〃	教育政策課主査	前田つぼ美 (会議録作成)

(4) 議事の概要及び教育長等の報告の要旨

【冒頭】

教育長	7月定例委員会を開催する。
教育次長(総括)	(提案説明)
教育長	付議第5号及び第6号は、個人の情報を含む議案のため、付議第7号は、人事に関する議案のため、専決処分報告第1号は、非公表の情報を取り扱う議案のため、非公開の取り扱いとしたいが、賛成の委員は挙手をお願いする。
各委員	全員挙手
教育長	それでは、付議第5号から第7号及び専決処分報告第1号を非公開の取扱いとする。

また、本日の議事進行については、順不同となるが、議事の運営上、まず、付議第8号をご審議いただき、その後付議第1号から付議第7号、専決処分報告第1号をご審議いただく進行とする。

【付議第8号 第四次高知県子ども読書活動推進計画の策定に関する修正議案

(生涯学習課)】

○生涯学習課課長補佐 説明

○質疑

平田委員	おそらく私が指摘した点だったと思うが、修正いただいたこの内容が適切だと思う。検討いただき感謝申し上げます。
教育長 各委員 教育長	付議第8号の議決を求める。賛成する委員は挙手をお願いします。 全員挙手 付議第8号を原案のとおり議決する。

【付議第1号 令和5年度高知県立中学校の入学志願者取扱要項及び入学定員に関する議案

(高等学校課)】

○高等学校課長 説明

○質疑

平田委員	東京都の高校入試だったと思うが、入学定員に男女比があったということを見聞で見た。高知県においても、事務局から説明があったような理由で、男女各35名程度と決められた経緯も少し知っていたが、今回、全体の流れの中で男女比を除くよう見直したことは、私自身はいいことだと思う。定員についても、生徒減少の中でも、できるだけ多く、県立中学校で学ぶ生徒を維持していただきたいが、やむを得ない状況だと感じる。
事務局	県立中学校においても魅力化を進め、生徒募集に努めてまいりたい。
弥勒委員	入学試験というのは、資料にある作文や面接のことであって、筆記試験はないのか。
事務局	筆記にあたるものが適性検査と作文である。適性検査の中には一応そういった問題も含まれているが、いわゆる学力テストは行っていない。
弥勒委員	それは随分前からそうなのか。
事務局	そうである。

弥勒委員	人口統計はものすごく正確に将来を予測できると言われており、少子化を受けて今後5年、10年とどのくらい減っていくのか正確に予測できると思う。定員は、人口が減るがままに任せるのか。定員が60名だとおそらく30人ずつで2クラスになると思うが、定員が50名になったらどうなるのか。人口減少の流れに任せ、ある人数を切ったら1クラスにするのか、もう少し維持するための施策を講じるのか。
事務局	付議第2号で説明する高等学校については、県立高等学校再編振興計画に従って定員等を定めているところだが、県立中学校はそういった計画が特に定められていない。委員がおっしゃったように児童数、生徒数などといったことを考えながら、検討してまいりたい。
弥勒委員	県立中学校はこの3校なので、これ以上再編のしようがないというところまで追い込まれているということか。
事務局	そうである。
教育長	仮に40名を切るようになれば1クラスになるが、おそらく県立中学校で1クラスというのはまずありえない。2クラスは学級を確保したい。そのためどういうふうに魅力ある中学校を作っていくかを考えないといけない。これから児童生徒数が減るからといって定数を50名あるいは40名以下に下げよう、特に40名以下に下げるといことはまずありえないと思っている。
弥勒委員	教育委員会がやらなければいけないことは他にもたくさんあると思うので、他との優先順位だと思うが、このことがすごく大事なことであれば、人口統計はすごく正確に読めるので、色んなことをやるにしても早めに着手するに越したことはない。長いレンジで、定員数減少に対して歯止めをかけるような施策を早めに考えた方がいいと思う。
教育長	確かに、ただ児童生徒数が減っていくに従って定数を落としていくのではなく、いかに県立中学校の意義、価値を見いだしていくのか、作り出していくのか我々としても考えていかないといけない。高校の魅力化とともに考えていきたい。
弥勒委員	IT やリモートなどの新しい技術の活用でもっと広く募集することが可能になるかもしれない。
教育長 各委員 教育長	付議第1号の議決を求める。賛成する委員は挙手をお願いする。 全員挙手 付議第1号を原案のとおり議決する。

【付議第2号 令和5年度高知県立高等学校の入学志願者取扱要項及び入学定員に関する
議案 (高等学校課)】

○高等学校課長 説明

○質疑

永野委員	成人特別選抜というのは夜間中学の教育課程に対応したものか。
事務局	そうではなく、例えば普通高校を卒業していても、工業系に就職した生徒が資格取得のために、もう一度夜間の工業系高校を受験したいというケースがあるので、そういったことに対応した制度である。
弥勒委員	資料10ページ、安芸高校の入学定員が120、20、20、40とあって右側に【60】とあることはどう理解すればよいか。
事務局	安芸高校については、普通科120名、機械、土木がそれぞれ20名、商業（ビジネス）40名を高校の定員としているが、そのうち併設する県立中学校からの入学予定者数を現在60名としている。この高校の入学定員の中には県立中学校から進学してくる60名が含まれるので、その内数をカッコの中に記載している。高知国際高校、中村高校でも同じような記載をしている。
弥勒委員	外から受験する人にとってはこの人数を差し引いた人数が定員なのか。
事務局	そうである。
教育長	安芸中学校からの60名については、どのコースへ進学するのかはまだ分からない状況である。
事務局	県立中学校の生徒でも、他の学校を受ける場合があるので、A日程の出願が終わって見ないとはっきりとした人数は分からない。
教育長	明確になった段階で発表するのか。
事務局	発表する。
弥勒委員	全員が安芸高校に行くわけではないので、60名というのは最大60名ということになるのか。
事務局	そうである。
永野委員	安芸中学校は実際に60名いるのか。
事務局	現在ちょうど60名である。

教育長	例えば10人が他の高校に行ったとして、他の50人全員が普通科に行く場合もあるだろうし、機械、土木へ10人、普通科へ40人という可能性もある。
弥勒委員	最終的なコース別の定員は蓋を開けてみないと分からないということか。
事務局	そうである。
町田委員	チャレンジ選抜Aは丸の内高校のみに適用されているが、「出席状況等に特別な事情がある者を対象」とは具体的にはどのような方が受けられることが多いのか。
事務局	不登校経験者などである。
町田委員	こういった選抜は、他の学校にはないのか。
事務局	定員の中に明記しているのはチャレンジ選抜Aがある丸の内高校だけであるが、城山高校や春野高校、高岡高校など、そういった生徒に対応している学校は他にもある。
町田委員	それが適用されない学校もあるということか。
事務局	不登校経験者でも他の学校は受けられる。その中でも特に、特別な事情がある方についてはチャレンジ選抜Aであったり先ほど申したような学校もあるので、そちらを受検していただく。
教育長	チャレンジ選抜をやることの意味合いは何か。例えば不登校でも追手前高校を受けることはできると思うが、不登校の子どもが追手前高校を受けるとチャレンジ選抜で丸の内高校を受けることの違いは何か。
事務局	チャレンジ選抜Aは中学校からの内申書にある出席の点は選考材料としない。他の学校は出欠状況も参考として見る。
教育長	点数的に違いがあるということか。
事務局	他の学校も出欠だけで決めることは最近はないと思うが、チャレンジ選抜Aについては最初から出欠状況は選考材料としないことを明記している。
教育長	例えば小津高校などは選考材料に入るのか。

事務局	そこだけに特化して選抜することは最近はほとんどないと思うが、例えばボーダーライン上になったときに、少し参考にする程度にはなるかと思う。
平田委員	どこの学校も不登校の事実をもって切り捨てることはしていないと思う。 中村中学校は定員 70 名に対し内進者 40 名なのか。
事務局	現状、そうである。
平田委員	日程的なすりあわせは小中学校課ともしていると思うが、中学校の卒業式が入試日程で変更になったりしないのか。中学 3 年生の卒業式は、おそらく今年はほとんどが 3 月 11 日か 12 日あたりだと思うが、来年はこの日程を見ると 3 月 14 日あたりに集中すると思う。中学校の卒業式という大きな行事が、入試によって毎年日が変わることは、あまりよくないのではないか。土日で変わるというのはまだ良いが。
事務局	日程設定における課題のひとつとして、卒業式の際に高校に合格した生徒と合格していない生徒が混在するということがあり、合格発表の日を中学校の卒業式の後にすることについて、協議したことがある。
平田委員	合格発表の前にすべての中学校は卒業式を終えているのか。
事務局	終わっているという認識である。
平田委員	市町村でも日程を決めていくと聞いているが、そこはなんとかできないものなのか。県立高校では入学式は 4 月 7 日、卒業式は 3 月 1 日と固定してやっているのだから、考え方が非常に易しかった。中学校側から見たときに毎年日が違ってくるのは、教育課程の編成や子どもにとってどうなのか、検討が必要だと思う。今年度はこの日程でかまわないが、そういったところも十分議論していただきたい。
森下委員	取扱要項によると、A 日程の場合の合格者の決定は、志願理由書、中学校長又は義務教育学校長からの調査書、学力検査及び面接の結果等に基づくことになっているが、チャレンジ選抜 A の方は調査書などは評価の対象にならないということなのか。
事務局	A 日程と同じ内容で決定することとなるが、チャレンジ選抜 A については、調査書にある出席欄のみは選考の対象としないこととしている。
森下委員	取扱要項に、合格者の決定は「A 日程に準じて」という記載はあるが、この要項とは別に、生徒には分かりやすい案内文書があって、その違いが

事務局	きちんと明確に分かるようになっているという理解で良いか。 要項とは別に定める要領において、チャレンジ選抜Aについての先ほどご指摘のあった内容は明記する。
森下委員	生徒がそのことを明確に分かるようになっていけば良い。この要項では少し分かりにくかったので確認させていただいた。
教育長	見る人が分かるものでないといけない。対象者が読んで分かるよう明確にすること。
教育長 各委員 教育長	付議第2号の議決を求める。賛成する委員は挙手をお願いする。 全員挙手 付議第2号を原案のとおり議決する。

【付議第3号 令和5年度高知県立特別支援学校幼稚部・高等部入学志願者取扱要項に関する議案 (特別支援教育課)】

○特別支援教育課長 説明

○質疑

教育長	教育相談の実施についての変更点はどのような内容か。
事務局	本来、該当する学校で受けることとなっていたが、昨年度はしんほんまち分校が開校していなかったため、本校である日高特別支援学校で受けてもらうようになっていた。今年度よりしんほんまち分校が開校したので、そちらで受けることになった。
弥勒委員	付議第2号で話のあった合格発表を卒業式の後にするということは、いかにも日本人的な発想だと思ったが、本当にそれがこれからも必要なのか。大きな制約になっているのであれば、必ずしも卒業式の前に合否が分かることがそれほど弊害があるのかとも思う。考えを聞きたい。
教育次長	現在の高校入試制度については、平成27年度からスタートしており、検討段階で、中学校にも課題などの聞き取りを行った。その中で、合格した子と不合格になった子が同じ卒業式を迎えなければならないことは、特に不合格になった生徒の精神的負担が大きいということで、できれば卒業式の後に合格発表ができないかというご意見をたくさんいただいた。そのため、そこに配慮して合格発表をできるだけ卒業式後に設定する形で現在まで行ってきたところである。ただ、現在の入試制度ができてから10年近く経つので、そろそろ入試自体も検証していく時期に来ているのではないかと

	ということもあり、卒業式と合格発表の日程的なことも含めて、検証していく必要があると思う。
弥勒委員	私立はどうか。同じような配慮があるのか。
教育次長	私立は、入試自体が1月中旬頃といったかなり早い段階で行われている。
弥勒委員	発表もちろん済んでいるのか。
教育次長	発表も早い。私立は複数回入試の機会があつたりするが、大きな入試自体は1月の中頃と認識している。
弥勒委員	私立の学校と県立学校は高校入試でいえば中学の卒業生を奪い合いしているということになる。そういった配慮の意味も分かるが、県立学校にとって不要な足かせになっていなければ良いと思い、お聞きしたかった。
教育長	日本人的と思えるところもある。ただ、現実的に、中学校からの要望に配慮したところもある。どの方法が子どもたちにとって良いのか、改めて議論が必要だと思う。この入試制度になって10年近く経つので、これから新しい制度をどうするのか議論していきたい。
教育長 各委員 教育長	付議第3号の議決を求める。賛成する委員は挙手をお願いする。 全員挙手 付議第3号を原案のとおり議決する。

【付議第4号 教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則議案（教職員・福利課）】

○教職員・福利課長 説明

○質疑

町田委員	参考資料3の条件で「過去に、高知県教育委員会が免許状を授与した事実を確認できる場合」とあるが、確認は誰がどんな流れで行うのか。
事務局	当課が行う。免許状交付者の記録が全てある。
町田委員	確認するのは誰か。
事務局	担当である。
町田委員 事務局	1人なのか。流れなどはあるのか。 再授与の申請があつたら、まず担当が取得できているということをして

	<p>タで確認する。その後、内容が分かる書類を紙で出力し、申請書類とともに課長までの決裁で確認をする。</p>
町田委員	<p>何人かが確認するのか。</p>
教育長	<p>担当、チーフ、課長補佐、課長というルートで確認する。</p>
町田委員	<p>免許状以外にも確認するものはあるか。</p>
教育長	<p>教育委員会が授与しているため、その際の書類等は保管されている。</p>
町田委員	<p>事件が多い中で、そういった事実はどこに残っているのか気になった。その確認はこの中に入っているのか、また別なのか。</p>
事務局	<p>いわゆる性犯罪で免許状が失効された者については、文部科学省の統一のシステムの中に、免許失効の日や理由が記載されるので、採用の段階ではそういったことを確認している。</p>
教育長	<p>大学等で単位を取っている証明等を教育委員会に提出することで免許状が授与される。それを再確認するという。単位数等は確実に申請しているので、そのあたりは問題ないが、途中で犯罪等を行って失効した者についてはチェックが必要になる。</p>
平田委員	<p>高知県内の大学の教職課程で免許を取る人は、全て高知県教育委員会が免許発行しているのか。</p>
事務局	<p>全てではない。普通の免許状は、どこでも申請できる。</p>
平田委員	<p>県内大学の教職課程を修了した方はほとんど県内で申請して、高知県教育委員会が免許を発行していると思うが違うのか。</p>
事務局	<p>ほぼそうだと思う。</p>
永野委員	<p>犯罪等ではなく、うっかり失効した人や意識がなくて更新していない人が県内でどれくらいいるのか。そういう人がこれにかかってくる。</p>
事務局	<p>数はもっていない。現職の方は基本的に更新している。更新できる範囲に入っていなかった方がこれにかかる。</p>
永野委員	<p>教職から離れていたり一回も就いていなかったりする人になると思う。</p>
事務局	<p>旧免許法のとときに免許を取っている方はこの手続きなしで免許が有効に</p>

	なる。有効期限が付された方は、期限後は、この手続きがないと有効にならない。そのために極力簡易な方法で有効にして、できるだけ教育現場に出ていただきたいというのが国の思いである。
永野委員	教員不足で、70歳を超えた方が、臨時教員として教壇に立っている実態があるとの報道も目にした。
事務局	高知県も、年配の方にはかなりご協力いただいている現状がある。
永野委員	個人的な意欲とは別に、制度の困難性の中でそういうことができているという事実もある。できるだけ免許を持っている人は現場に協力してほしいというのが本音というところもある。
教育長 各委員 教育長	付議第4号の議決を求める。賛成する委員は挙手をお願いします。 全員挙手 付議第4号を原案のとおり議決する。

【付議第5号 令和5年春の叙勲（教育功労）候補者推薦議案 (教職員・福利課)】

○教職員・福利課長 説明

○質疑

【非公開】

	【非公開議案】
教育長 各委員 教育長	付議第5号の議決を求める。賛成する委員は挙手をお願いします。 全員挙手 付議第5号を原案のとおり議決する。

【付議第6号 高知県いじめ問題調査委員会委員の委嘱議案 (人権教育・児童生徒課)】

○人権教育・児童生徒課長 説明

○質疑

【非公開】

	【非公開議案】
教育長 各委員 教育長	付議第6号の議決を求める。賛成する委員は挙手をお願いします。 全員挙手 付議第6号を原案のとおり議決する。

【付議第7号 教職員の人事議案

(高等学校課)】

○高等学校課長 説明

○質疑

【非公開】

	【非公開議案】
教育長 各委員 教育長	付議第7号の議決を求める。賛成する委員は挙手をお願いする。 全員挙手 付議第7号を原案のとおり議決する。

【専決処分報告第1号 新型コロナウイルス感染症対策のための県立学校における臨時休業に関する専決処分報告 (高等学校課)】

○高等学校課長 説明

○質疑

【非公開】

	【非公開議案】
教育長 各委員 教育長	専決処分報告第1号の承認を求める。承認する委員は挙手をお願いする。 全員挙手 専決処分報告第1号を原案のとおり承認する。

(5) 議決事項

付議第1号から第8号
専決処分報告第1号

原案どおり議決
原案どおり承認